

陳 情 文 書 表

受 理 番 号 ・ 受 理 年 月 日 及 び 件 名	陳情第123号（7.3.14） 選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた積極的な議論を要請する意見書 提出を求める陳情
陳 情 の 要 旨	地方自治法第99条に基づき、国に対し、選択的夫婦別姓制度の法制化 に向けた積極的な議論を求める意見書を提出すること。
陳 情 者 の 住 所 及 び 氏 名	神戸市中央区 兵庫県弁護士会 会長 中川 勘太
送 付 委 員 会	総務財政委員会

2025年3月13日

神戸市会議長  
坊 やすなが 様

〒 神戸市中央区  
兵庫県弁護士会 会長 中 川 勘 太  
電話番号



「選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた積極的な議論を求める意見書」の提出  
を求める陳情

【陳情趣旨】

1 1996年2月、法制審議会は「民法の一部を改正する法律案要綱」を答申しましたが、その中の1つに「選択的夫婦別姓制度」がありました。この法制審の答申案は、当時、特に「選択的夫婦別姓制度」に関して与党の反対が強く、国会に上程されて審議されることのないまま、早や30年近くが経とうとしています。

もともと、法制審答申案のうち、「第十 相続の効力」（嫡出子・非嫡出子の相続分を平等とする改正案）は、2013年9月4日の最高裁の違憲決定を受けて、同年12月5日に民法が改正されたことにより実現しており、ほかの改正案も、「選択的夫婦別姓制度」を除けば、実務の運用に定着したものも含めれば今日までにほぼすべてが実現しており、「選択的夫婦別姓制度」のみが、実現を見ないままに放置されているのが現状です。

2 現行法（民法第750条）によれば、結婚に際し、夫婦のいずれかが姓を変えなければなりません。結婚した夫婦のうち、結婚改姓をしたのが妻である割合は95%です。

そして結婚改姓について、夫婦ともそれを望まない場合、結婚により改姓をせざるを得なかった当事者は（その多くは「妻」です。）、生来の氏名を使い続けることができないという、生来の氏名に関する人格的利益の喪失とそれによる様々な不利益を被って、苦しんできました。加えて、その配偶者も、法律に従った結婚をしたことにより、結婚改姓を望まない当事者が結婚改姓をせざるを得なかったその結果に苦しんでいることに痛みを感じ続けています。

「選択的夫婦別姓制度」が実現すれば、戸籍上は「夫婦同姓」であるけれども、結婚改姓を望まなかった妻（あるいは夫）が、現在は、通称としてしか使用することができない生来の姓を、通称ではない本名として名乗ることができ

ることとなり、夫婦は上述の苦しみや痛みから解放されることとなります。

また、現行法下では夫婦別姓とすることができないために、事実婚や海外での別姓婚をしている夫婦は、法律婚をすることも可能となります。

- 3 今日まで、旧姓に関する通称使用の使用範囲は拡大してきましたが、最高裁の裁判官は、「旧姓の通称使用とは、実態としては婚姻した女性にダブルネームを認めるのと同じであるところ、旧姓を使用する本人にとっては、ダブルネームである限り人格的利益の喪失がなかったことになるわけではないから、氏の変更によって生じた本質的な問題が解決されるわけではない、そもそも「旧姓の通称使用の拡大は、夫婦同氏制による氏の変更後の戸籍に記載されている氏名が、社会での使用に耐えない場合があること」「夫婦同氏制による氏ではなく、生来の氏による氏名を使用しなければ、その個人が、氏を変更せずに婚姻した者であれば決して置かれることのない不合理で理不尽な状況におかれ得ることについての社会における認知の拡大を意味している点は極めて重要である。」と意見しています（最高裁2021年6月23日決定宇賀克也、宮崎裕子両裁判官の意見）。

この点、研究者・学者の世界では海外では通称が通用しないことや旧姓下の論文等の業績がカウントされないこと等業績における致命的な課題があることは指摘されて久しいところですし、また、経済活動上も、通称使用にはダブルネームによる弊害や課題が多いことは、今年6月、経団連が詳細な資料を付けて、政府に対し、夫・妻各々が、希望すれば、生来の姓を戸籍上の姓として名乗り続けることができる制度の早期実現を求めたことに示されているところです（「選択肢のある社会の実現を目指して～女性活躍に対する制度の壁を乗り越える～」2024年6月18日一般社団法人日本経済団体連合会）。

- 4 「夫婦同姓」のみしか選択肢がない国は、現在日本だけとなっています。

国際連合の女性差別撤廃委員会からは、日本政府に対し、2003年、2009年、2016年、そして昨年10月の4回にわたり、女性が婚姻前の姓を保持することを可能にする法整備が勧告される、という不名誉な現状も見過ごせません。

最高裁は今日まで2度にわたり民法第750条を合憲としましたが、これは「選択的夫婦別姓制度」の導入を否定したのではなく、夫婦の姓について、国会で論じられ判断されるべきことであるとして、国会での議論を促したものです。法律論としては、民法第750条は、憲法第13条、第14条、第24条に適合するとは言いがたいところです。

- 5 なお、現在、選択的夫婦別姓制度の導入について慎重な立場から懸念が示されているのは次の2点です。1つは別氏夫婦の戸籍はどうなるのか、戸籍制度が崩壊するのではないかという点ですが、これについては、法務省ホームペー

ジに「別氏夫婦の戸籍記載例」が掲載されています。そもそも選択的夫婦別姓制度の導入と戸籍制度の存否との間に直接的な関係はありませんが、同ホームページには現在の戸籍の記載も掲載されており、両者で大きく変わるものではないことが分かります。2つは子どもの姓(氏)に関する懸念ですが、法制審議会案によれば、子どもの姓(氏)は婚姻届を提出する際に決めて届ける、となっていますので、子どもの出生時に姓(氏)がいつまでも決まらないという事態は発生しませんし、兄弟姉妹の姓(氏)も同一になりますから、法制審議会案を導入することが適当であると考えます。また、別氏夫婦の子どもは、父あるいは母のいずれかと姓(氏)が異なるのでかわいそうだという点については、現在でも事実婚の夫婦の子や外国人と婚姻した場合は、その間の子どもは父あるいは母のいずれかと姓(氏)が異なりますが、それをかわいそうと言うのは、事実婚や外国人との婚姻による家族に対する差別的発言であって当該発言自体が大きな問題であります。

そして、家族の一体感を同氏であることに求めるのか、それとも、夫婦別氏を選択することをもって、当該家族においてお互いを尊重し、信頼感を高めるものと捉えるかは、それぞれの家族の考え方ですから、夫婦同氏も夫婦別氏も選択できるようにするべきです。

- 6 以上の理由から「夫婦同姓」を義務付ける民法第750条を改正し、「夫婦別姓」も選択できるよう、「選択的夫婦別姓制度」の導入に向けた積極的な議論を行うべきと考え、以下の事項につき陳情いたします。

#### 【陳情事項】

地方自治法第99条に基づき、国に対し、「選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた積極的な議論を求める意見書」を提出してください。